○ 財務省告示第 262 号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号) 第 5条第 11 項の規定に基づき、令和 7年 9月 3日に発行し た利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年10月9日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号
- 利付国庫債券 (10年) (第 379 回)
- 発行の根拠法律
  及びその条項

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成24年法律第101号)第3条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項及び第62条第1項

3 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4 発行方法

価格を競争に付して行われる入札(以 下「価格競争入札」という。)による 発行(以下「価格競争入札発行」とい う。)、価格競争入札と同時に行われ る入札であって、価格競争入札におい て定められた利率をその利率とし、価 格競争入札において募入の決定を受 けた各申込みの応募価格を募入額に より加重平均して得られる価格をそ の発行価格とするものによる発行(以 下「非競争入札発行」という。)、価 格競争入札と同時に行われる入札で あって、財務大臣が各国債市場特別参 加者ごとに応募限度額を定めるもの による発行(以下「国債市場特別参加 者・第Ⅰ非価格競争入札発行」とい う。)及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。)

- 5 募入決定の方法
  - (1) 価格競争入 札発行
  - (2) 非競争入札 発行
  - (3) 国別第競行市加非入び特・格発債参I 事務行市加非入び特・格発 市加非入び特・格発 がある。 13 国別第競行 市加非入

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

各申込みの応募額を案分により割り 当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

## 6 発行額

(1) 価格競争入 札発行 額面金額で 2,020,600,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に関する 法律第 3 条第 1 項の規定に基づき金額 で 398,786,650,000円、特別会計に超 する法律第 46 条第 1 項の規定に基づ き発行した利付国債については、額面 金額で 780,827,800,000円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付 国債については、額面金額で 840,985,550,000円 (2) 非競争入札 発行 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 357,000,000 円特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債に

(3) 国債市場特別参加者・ 第 I 非価格 競争入札発 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 578,900,000,000

(4) 国債市場特別参加者・ 第Ⅱ非価格 競争入札発 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 125,600,000,000円

## 7 払込金額

(1) 価格競争入 札発行 2,001,416,410,000 円

(2) 非競争入札 発行

353,608,500 円

(3) 国債市場特別参加者・ 第 I 非価格 競争入札発

573,400,450,000 円

(4) 国債市場特別参加者・ 第 II 非価格 競争入札発

124,406,800,000 円

8 最低額面金額

行

50,000 円

9 振 替 単 位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発行日

令和7年9月3日

11 発行価格

- (1) 価格競争入 札 発 行
- 額面金額 100円につき 98円 99銭以上 のそれぞれの応募価格
- 非競争入札 (2)発行、国債 市場特別参 加者·第I 非価格競争 入札発行及 び国債市場 特別参加者 · 第 Ⅱ 非 価 格競争入札 発 行

額面金額 100円につき 99円 5銭

12 利率

年 1.5%

13 経過利子の払込 4

募入決定の通知を受けた者は、払込金 額に加え、次の算式により算出した金 額を第 20 号に規定する期日に払い込 むものとする。

額面金額の総額 $\times \frac{1.5}{100} \times \frac{75}{365}$ 

14 初期利子

令和7年12月20日を支払期とし、次 の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たる ときは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 16 号において規定する期 日について同じ。)。

額  $\times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$ 

- 15 第2期以後の利 子
- 毎年6月20日及び12月20日を支払 期とし、各支払期において、その日以 前6月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限
- 令和 17 年 6 月 20 日
- 17 償還金額
- 額面金額 100円につき 100円
- 18 元利金支払場所 日本銀行

19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者